

# アトリー労働党政権と西ヨーロッパの 経済協力問題，1945年～1949年(2)

益 田 実

目次

はじめに

第1章 マーシャル・プラン以前のイギリス政府内の対西ヨーロッパ  
経済協力政策をめぐる議論，1945年春～1947年夏（以上「法経  
論叢」第14巻第2号掲載）

第2章 マーシャル・プラン，西ヨーロッパ関税同盟研究部会の形成  
と‘Western Union’政策の公表，1947年夏～1948年初め（以  
上，本号掲載）

第3章 ‘Western Union’政策と西ヨーロッパ関税同盟問題，1948年  
初め～1948年夏

第4章 OEECの重視と西ヨーロッパ関税同盟構想の放棄，対西ヨー  
ロッパ経済協力政策の根本的見直し，1948年夏～1949年初め

第5章 対西ヨーロッパ経済協力から対北アメリカ経済協力への政策  
転換，1949年初め～1949年秋

むすび

（\*前号掲載分に人名の誤りがありました。第1章第5節最後から2段  
目の段落一行目の「蔵相クリップス……」は「蔵相ドールトン……」の  
誤りでした。お詫びとともに訂正させていただきます。）

## 第2章 マーシャル・プラン、西ヨーロッパ関税同盟研究部会の形成と‘Western Union’政策の公表、1947年夏～1948年初め

### 1

1947年夏のマーシャル・プランのオファーは、ベヴィンおよびイギリス外務省に、イギリスを西ヨーロッパ諸国をその勢力下に糾合した米ソとならぶ“The Third Force”の旗頭とするという、1945年8月以来の構想の現実化のための重要な道具を与えるものとして歓迎され、アメリカの資金を利用して、イギリスが音頭をとった西ヨーロッパ諸国の経済統合計画を推進することが可能になるのではないかの期待を高めることになった。上述のように、アメリカはイギリスのみを他のプラン参加国と異なる特別のパートナーとして取り扱うことを拒否し、この期待は完全には満足させられなかった<sup>(1)</sup>。

しかし、現実にはイギリスはマーシャル・プラン受け入れ機関であるヨーロッパ経済協力会議（CEEC）の議長役を努め<sup>(2)</sup>、その中で、外務省は自己の目的のための利用を目指してゆくことになるのだが、その過程で外務省と経済官庁との対西ヨーロッパ経済協力問題をめぐる意見の対立はより明白なものとなってゆかざるをえなかった。

前章でふれたように、この意見の対立は、CEECの下でのヨーロッパ関税同盟研究部会の発足により、鮮明なものになってゆくのだが、その内容に入る前に、ここで、1947年夏の時点でのイギリスおよび他のマーシャル・プラン参加国がおかれていた経済的情勢、その中でマーシャル・プランの持った意味、アメリカ政府側の意図について若干の説明をしておきたい。

1947年のヨーロッパが深刻な経済的危機に直面しているというアメリカ国務省の認識は経済担当国務次官クレイトンが5月に作成した「ヨーロッパの危機」と題する覚書に明確に示されている。曰く、「ヨー

ロッパの状態は着実に悪化しつつある。政治的状态は経済的状态を反映している。次々とおこる政治的危機は単に深刻な経済危機の存在を示しているに過ぎない……近代的な分業体制はヨーロッパにおいてはほとんど崩壊してい」たのである<sup>(3)</sup>。

しかし、後年の研究が示すところでは、1947年時点でのヨーロッパの工業生産成長の行き詰まりというものを示す説得力のある証拠はない。また47年2月のイギリスの石炭危機がイギリス経済の根本的弱体ぶりを示したという当時なされた議論も誤りであるとされる。47年5月以降のヨーロッパの産業生産高の低下は一般的現象ではないし、各国それぞれが性質の異なる経済問題を抱えていたのである。各国の産業生産の短期的かつ散発的な停滞現象は、生産力の向上が急速すぎて供給力が追いつかなかったためだとみなしうる。クレイトンがいう「深刻な経済危機の存在」は、ドイツ以外ではそれをうらづける証拠には乏しいのである。大半の西ヨーロッパ諸国では生活水準は向上しつつあり、一部では戦前よりもまじにさえていた。46年と比べて47年の賃金水準上昇と消費者物価水準上昇との対応関係は向上しており、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリスでは賃金水準は消費者物価水準を明らかに上回っていた。といて何も目に見える問題がなかったわけではもちろんなく、イギリスでは上述の石炭不足があり、イタリアでは失業者増大という問題が、フランスとベルギーでは実質賃金率低下とストライキの頻発があった。ドイツでは急な生産増加にともなう供給不足によるボトルネック状態が顕著であり、ドイツ、フランス、イタリアというその政治的状況にアメリカが特に危機感を抱いていた3ヶ国では他の西欧諸国と異なり、GNPからの公共支出を通じた復興のための公共財への配分比率が低かった。それでも、統計から見て47年夏の生活水準が46年と比較して悪かった国はイタリア、フランス、ベルギーを除いてはなかったものであり、クレイトンの言うほどの状況はなかったというのが

実情である。西ヨーロッパ全体で生活水準は上昇し、工業生産も上昇していた。ただそれが各国ごとに規模、ペース、経済のどのセクターで起きているかの違いであった。むしろ問題だったのは、47年の経済水準でなく、将来への希望の水準であり、この点で、政治的混乱により政府が大眾に希望を与えることに失敗していたフランスやイタリアで特に「危機」感が生じていたのであり、またイギリスでも47年2月の猛烈な寒波の中での石炭不足にともなう一時的生産活動の麻痺、春の雪解けにともなう各地での洪水騒ぎなどの、復興にむけた一般市民のモラルをくじけさせかねないような「事件」にはことかかなかったのである<sup>(4)</sup>。

しかし、こういった一般市民の生活に密着した危機的現象の裏にあった、より厳密な意味での経済的問題は、この時期の西ヨーロッパ諸国の国際収支状況の悪化と、それにより順調に進んできた復興へブレーキがかかる可能性であった。当時の西ヨーロッパの急激な生産上昇を支えるには当然輸入の増大が必要であり、かつ一定の生産のために必要な輸入の規模は戦前よりも大きくなっていった。そしてほとんどの国で輸入額は輸出額よりも大きかった。すべての西ヨーロッパ諸国の政府は、46年に抱えていた国際収支の赤字は47年には減少に転じると予想していたのだが、現実には多くの国では、赤字は47年に入り増大に転じていったし（特にイギリスとイタリアで急激に増大）、減少がとまった国もあった（フランス、ノルウェイ）。そしてこの赤字増大は47年初頭のアメリカ政府によるこれまでのUNRAA（The United Nations Relief and Rehabilitation Administration）等を通じた緊急避難的な戦後復興援助の削減の意図の公表と時期を同じくしており、それはすなわち赤字をうめるためのドル供給の減少を意味していた。戦間期、特に30年代の西ヨーロッパは、対米貿易赤字を対米貿易外収入とアメリカ以外の地域との貿易収支の黒字で埋め合わせていたのだが、戦後はこのパターンが破壊されたのである。そしてその一方で輸入相手としてのアメリカの重要

性は戦後より高まっていたのだから赤字の増大は必然的であった<sup>(5)</sup>。

より具体的には西ヨーロッパ諸国は対植民地貿易でのドル黒字によって対米赤字をうめることができなくなったのであり、それはヨーロッパ諸国の赤字規模が大きすぎたせいでもあり、また植民地自体がアメリカからの輸入を拡大したことによりドル黒字を減らしたからでもあった（といて、もちろんこのことは直ちに植民地により獲得されたドルを本国経済のために利用するという発想の消滅を意味したわけではなく、依然としてドル獲得能力のある植民地は本国にとって大きな「財産」であった）。西ヨーロッパ諸国の対米貿易赤字拡大の主な原因は、それら諸国の復興のために必要であった資本財および金属（工作機械、運送機械、建設機械、鉄鋼等）の輸入が巨大でありつづけたことにあるとされる。戦後のドイツは事実上原材料輸出しかできなくなり、この種の製品の供給源としてのアメリカの比重は巨大化していたのである。イギリスの場合、1938年には44%の機械輸入先がアメリカで、25%がドイツだったのだが、1947年には65%がアメリカ、ドイツからは3%になっていた。そして、この種の輸入を支える外貨が枯渇しつつあるにもかかわらず、ヨーロッパ諸国はアメリカからの輸入抑制策をとらなかったがゆえに、支払い危機が生じていた。45年から47年にかけてのアメリカからの援助もこの資本財輸入をまかなうには不十分であった。結局、合衆国の供給者としての価値の圧倒的な優勢が深刻なドル問題をうみださざるをえなかった。さらにイギリスの場合、戦争遂行の過程で対米投資を換金費消費せざるを得ず貿易外収入も戦争を通じて大きく減少していたことが赤字増大に拍車をかけていた<sup>(6)</sup>。

イギリスにとってこの時期、貿易赤字の増大が特に問題だったのにはさらに理由があり、それは45年の英米借款協定の取極めにしたがって、47年7月にはポンドの対ドル交換性回復を控えていたのに、対米貿易赤字は46年半ばいらい最悪のものとなっており、なお悪化しつづけていた

## 論 説

からである。1946年までにはイギリス経済は復興しているかのように見えており、46年末には輸出は金額にして38年の111%にまで回復していたのだが、多くは“soft currency area”＝非ドル地域向けであり、その一方で食料、原材料の供給者としての合衆国の比重は非常に高まっていた。対ドル地域輸出が減りつづけ、ドル地域からの輸入が増えつづけた結果、毎月のドル流出は46年最初の9ヶ月の平均は6500万ドルだったが、46年第4四半期には1億3500万ドル/月になり、47年3月半ばには3億ドル/月へと膨張しつづけ、47年6月までには、18億900万ドルが流出してしまっていたが、これは45年12月の英米借款協定により供与された金額の半分以上であった。当時世界的に輸出市場自体は売手市場だったが、イギリスには（そして他の大半の西ヨーロッパ諸国にも）供給能力が欠けていたのである<sup>(7)</sup>。

もちろん、1947年までのアメリカからの援助も巨額なものではあったが、一時的救済という性質のものであり、長期的なヨーロッパの復興のためには不十分であったとされる。そしてこれらの援助は1947年末までに終了することになっており、これもヨーロッパに危機感をもたらしていた。結局、当時のヨーロッパの経済危機がそれ以前の経済危機と共通して持っていた特徴は、金および外貨備蓄の急激な減少という事実のみである（\*イギリスの場合、上記の47年6月までのドル流出にくわえ、45年12月の英米借款協定により要請されていた47年7月をもつてのポンドの対ドル交換性回復にともないドル流出が発生し、これは8月20日にアメリカ政府との合意で交換性再停止という事態にいたったが、その間、ピーク時には週2億3千700万ドルという膨大なドル流出により47年夏はこの問題がさらに深刻になっていた。非ドル地域での貿易の基軸通貨としてのポンド＝スターリングの果たす役割は依然、重要なものであり、スターリング地域の「銀行」役であるイギリスからの大量のドル流出は世界の非ドル貿易全体の規模縮小につながる危険があったので

ある)。しかしこれらの事実は戦後の開放的国際経済体制を支えるべき屋台骨としてのポンドとドルの自由交換性回復という条件を揺るがすには充分だった。戦後のイギリスがケインズ主義による完全雇用と福祉国家の建設という公共支出の増大をめざし、同時に輸入水準も向上させようとしていた以上、国際収支は悪化せざるをえず、ポンドへの信頼は低下せざるを得なかったのである<sup>(8)</sup>。

この国際収支の悪化は戦後、福祉国家と完全雇用の実現を公約に掲げながら同時に開放的国際経済体制の構築にコミットしていた労働党政権のイギリスにとっては大きな問題であった。というのも開放的経済体制を採用しながら同時に国際収支赤字を蓄積することは歴史的に見て、国内経済がデフレ状態に陥ることを意味しており、それは労働党の公約実現のための巨大な公共支出用の財源の枯渇を意味していたからである。この悪循環を回避するためには、債権国であるアメリカが何らかの形で黒字を還流して、国際的通貨循環の不均衡状態の調整役を引き受けてくれる必要があったのであり、そのためにもマーシャル・プランは労働党政権のイギリスが切実に必要としていたものであった<sup>(9)</sup>。

このようにマーシャル・プランは、1947年のヨーロッパが復興の過程で直面していた一時的経済的行き詰まりへの現実的な対応策として充分に意味をなすものでもあったのだが、アメリカ政府の側からみれば根本的には政治的動機に基づく政策であった。1947年の経済危機はそれ自体クレイトンが思っていたほどの深刻なものではなかったが、アメリカにとっては事態は、ブレトン・ウッズ体制の機能不全、西ヨーロッパにおける資本主義自体の存亡の危機を意味しているものとみなされた。そして西ヨーロッパに新たに生まれていた公共支出拡大による社会改革への期待をかなえること（＝そのような公約にコミットしていた各国政府を財政的に支援すること）は、米ソ対立の中での西ヨーロッパの戦略的価値からみて必要なことであった<sup>(10)</sup>。マーシャル援助がなかったならイギ

## 論 説

リスはバーター貿易に頼らざるをえず、海外でのコミットメントを削減せざるを得ず（それによって生まれる権力の真空はアメリカにとってももちろん好ましくないものである）、福祉国家政策の実現も困難になっていたであろう。またフランスやイタリアでは共産党政権の誕生の可能性も非常に高くなっていただろう。アメリカがマーシャル・プランを通じて実現したかったことは西欧の経済的復興と統合であった。共和党保守派も含めてこのプランに支持が得られたのは結局、長期的には西ヨーロッパの再建により、アメリカの旧世界からの「撤退」を可能にすることが期待されたからである。なかでも統合、特に関税同盟を形成させることにより、「規模の経済」を実現し、生産性を向上させ、ヨーロッパ製品の輸出市場での競争力を増大させ、ドル・ギャップの解消、国際経済の均衡回復、継続的経済成長による政治的安定化（共産主義の拡大の予防、民主主義の安定）が期待されていたのである。西ヨーロッパで見られた事実は世界的なドル不足を原因とした（輸入不足による）生産不足現象であったのだが、アメリカ側は逆に西ヨーロッパ諸国の側の生産不足（による輸出不足）こそがドル不足の原因であると認識しており、関税同盟を通じた経済統合による生産の拡大が、最善の解決策とみなしたのである<sup>(11)</sup>。

この「統合」こそが、ヨーロッパ経済復興のための最善の手段であるという認識は野党共和党の大物議員たち（ヴァンデンヴァーグ、ダレス、フルブライトら）によってすでに明確に主張されており、トルーマン政権が、平時のものとしては前例のない巨額の経済援助をおこなうため議会からの同意を取り付けるためには、ヨーロッパ側の対応の中に「統合」の要素は不可欠だったのである。そして自身、積極的な統合論者でもあったクレイトンは6月25日のイギリス主要閣僚（ベヴィン、クリップス、ドールトン）との会談で、早くも議会を説得するための「統合」の必要性と「関税同盟」の可能性を示唆し、関税同盟とITOの抵触を懸念する

ドールトン、クリップスらの意見に対して、その心配はないと指摘していた。この発言は1月の閣議で、同様の、ITOによる開放的国際貿易秩序の構築を優先すべきであるという議論を理由として、自らのヨーロッパ関税同盟構想の検討を求める提案を大蔵省・商務省によって事実上骨抜きにされていたベヴィンにとっては明らかに歓迎すべきものであり、この会談の席でも彼は、クレイトンの「関税同盟」への好意的姿勢に不安を示したクリップスやドールトンとは異なり、一人好意的反応を示したのである<sup>(12)</sup>。

## 2

上記のような背景の下で、マーシャル演説に応えるための実際の援助計画を作成すべく、イギリスの主導によりプラン参加16ヶ国が、7月に開かれたパリ会議で設立したのがすでに名前をあげたヨーロッパ経済復興会議(CEEC)であり、議長にはイギリス代表のフランクス(Sir Oliver Franks=外務省)が就任した。会議の目的は、ヨーロッパが1951年までに“viability”(自立性)を実現できるような復興計画を作成することであり、47年9月末には暫定報告書が完成し、これがワシントンでさらに議論され(ここでもフランクスがヨーロッパ側代表をつとめた)47年12月半ばに「ヨーロッパ復興計画」(European Recovery Programme: ERP)のための「経済協力法」(Economic Co-operation Act)草案が完成するのである<sup>(13)</sup>。

そしてこのCEECでの議論と並行して、アメリカからは上述したような意図の下で、ヨーロッパの経済的「統合」にむけての要求がなされてゆくのであるが、これはヨーロッパ諸国内部からの統合への声を支援するという間接的な形でまず表面化した<sup>(14)</sup>。

その「ヨーロッパからの声」の具体化したものが6月25日の会談ですでにクレイトンの側からイギリス側に示唆されていた「(西)ヨーロッパ

関税同盟」(この時クレイトンは「西」という形容詞は用いていないし、この後しばらくの間、イギリス、アメリカ、大陸ヨーロッパ諸国のいずれの関係諸国の間でも、「ヨーロッパ関税同盟」という名称と「西ヨーロッパ関税同盟」という名称が混用されるが、これが結局はマーシャル・プランの結果、明確に東西に分割されたヨーロッパのうちの西側という意味での西ヨーロッパ諸国を対象としたのは明らかであり、本稿では以下、「西ヨーロッパ関税同盟」および「ヨーロッパ関税同盟」を同義の表現として使用する)の設立を求める提案であり、これはまずフランスからベネルクスへ打診され(8月2日)、ついでイタリアによるフランス提案の支持(8月5日、18日)という形で CEEC 内部に浮上してきた。フランスにとっては関税同盟はまずドイツ問題での強硬策＝ザール併合、ルール国際化等がアメリカその他に拒否された際の次善のドイツの経済資源へのアクセス確保策として発案されたようであるが<sup>(15)</sup>、もちろんアメリカ政府、特にクレイトンはこの関税同盟構想を大歓迎した<sup>(16)</sup>。こうしてイギリス政府も、好むと好まざるにかかわらず、この西ヨーロッパ関税同盟構想への公式の対応を政府内部で一本化する必要に迫られることになったのであり、以下、そのための政府内部での議論を詳細に分析することとしたい。

### 3

イギリス政府内部での、CEEC を舞台とした西ヨーロッパ関税同盟構想をめぐる議論は、まず官僚レベルで開始された。パリからの、フランスによる関税同盟検討を求める提案とイタリアによる支持を伝える第一報は、外務省にとっては、すでに6月末のクレイトンとベヴィンらの会談でアメリカ側のそのような提案への好意的態度を確認していたため、全く驚くには値しないものであった。直接の提案者はフランスであったが、この構想の真のスポンサーはアメリカ政府であるという判断を外務

省は即座に下し、そのねらいが議会を納得させマーシャル・プランを成功させるため、ということもすぐに理解された<sup>(17)</sup>。

外務省内でこの時期、関税同盟問題を主に担当したのは、当時、復興局担当の事務次官代理であったホール・パッチ (Sir Edmund Hall-Patch) であったが、彼は8月5日・7日とただちに二つの覚書を作成しベヴィンに対応策を進言するとともに、本国政府の指示を求めて帰国してきたフランスに外務省側の意向を伝達した。彼の考えでは「(a)ヨーロッパ関税同盟, (b)ルール地方の炭鉱およびおそらくはその他の産業の“国際化”, (c)ヨーロッパの通貨統合および関税同盟にいたらない統合」の3点が、マーシャル・プランのアメリカ議会に対しての「セールス・ポイント」として浮上してきており、このうち「(a)だけがそれ単体でマーシャル・プランを議会に売りつけるだけの強力なものである」が、同時に「我が国が採用するのが最も難しいもの」であった<sup>(18)</sup>。

関税同盟の採用が最も困難である理由はもちろん、第1章で見た過程で明らかになっていた経済官庁からの予想される抵抗であった。ホール・パッチ曰く「ホワイトホールの中にはヨーロッパ関税同盟への根強い偏見が存在し」ているのであり、当時ヨーロッパの貿易市場に存在していた数多くの「規制・割り当て・関税」といったものをすべて排除してしまい、単一の自由な市場を形成することにともなう実務上の問題が「極めて複雑なもの」になるであろうことは彼にも理解できた。しかし彼には商務省や大蔵省の官僚と違いこの問題は実現「不可能」なものであるとは思えなかったのである。しかるに、45年以来「2年間にわたり商務省は大蔵省の助けを借りて関税同盟問題を客観的に考察しようという我々(=外務省)の努力を妨害することに成功しつづけてきた」のであるが、いまやマーシャル演説の結果、ヨーロッパ側には関税同盟実現に向けての新たな気運が生まれており、この機会を利用してヨーロッパ域内貿易拡大の障壁を破壊することによって「ソヴィエト・ロシアが模

倅に努めている合衆国の巨大な産業統合にも匹敵するようなヨーロッパ経済の統合」に向けて前進することも可能なのであり、「そのような統合が起こらなければヨーロッパは一方では合衆国、他方ではソヴィエト・ロシアからの圧力に直面して次第に衰退する」おそれがあったのである。それゆえ「他省庁からの反対は……多大の物となるであろう」ことは当然予想されたのだが、それでも外務省のフランクスがイギリス代表として CEEC 議長を努めているというこの好機を利用して積極的に関税同盟実現に向けて努力することこそ、イギリス政府の進むべき方向であるというのが、彼の結論であった<sup>(19)</sup>。ここに見られるのはまさに 45 年夏以来の経済統合を基礎とした “The Third Force” 構想の反映であり、次第でみるようにこの時点ではベヴィンもホール・パッチと全く同意見であった。

帰国したフランクスの意見もアメリカから援助を引き出す上で、関税同盟構想をヨーロッパ側が提示できれば最も効果的であろうというものであった。彼によれば(i)西ヨーロッパ関税同盟、(ii)ルール地方の国際管理化、(iii)ヨーロッパの製造業の統合、(iv)ヨーロッパ域内貿易協力の順番にアメリカは歓迎するであろうと思われたのであるが、同時に彼は他省庁からの抵抗についてホール・パッチより悲観的であり「我々として考慮できるのは最大限、関税同盟形成の可能性について検討する審議会もしくは研究部会に参加することくらいであろう」という見通しであった<sup>(20)</sup>。

この悲観的予想は的中し、47 年 8 月 7 日、大蔵省で事務次官ブリッジス (Sir Edward Bridges) を議長としてフランクスも参加した会議が開かれ、フランクスはアメリカの要求しているのは関税同盟であり、イギリスの CEEC 内部での影響力は大きいので CEEC 参加国のこの問題での立場に影響を与えてイギリスにとって望ましい方向に論調を導くことはできると主張したのだが、この「望ましい方向」が否定・肯定どちら

の方向なのかについて外務省と大蔵省では解釈は大きくことなっていたのである。大蔵官僚の判断では西ヨーロッパ関税同盟構想はすでに否定された構想であり<sup>(21)</sup>, その理由は関税同盟と帝国特惠制度の共存は無理であり(この点に関しては外務省もフランスやベネルクス諸国はイギリスが西ヨーロッパ関税同盟に参加しながら帝国特惠制度を維持することには反対するであろうということを理解していた)<sup>(22)</sup>, そうなれば金額にして対ヨーロッパ貿易の2倍, イギリスの全対外貿易の半分を占めている対帝国・コモンウェルス貿易が当然優先されるべきであるというものであった。当然, 7月からの対ドル交換性回復による大量のドル流出という事態も, ドル獲得能力のあるスターリング地域の諸国との通商関係の重要性をさらに強調していたのであろう。そのため大蔵省はCEECが関税同盟に好意的な報告書を作成することは危険であるとの認識を示し, この会議において, 当面CEECでのイギリスの対応は, (i)コモンウェルスというイギリスの「特殊事情」と関税同盟問題に関しての多くの現実的な問題を指摘すること, (ii)もしCEECが関税同盟を重視するのなら研究部会には参加してもよいと述べること, の二点に限定することが合意されたのである。なお当時, 大蔵省中央経済計画本部の主席計画官をつとめ, この会議にも参加していたプロードン(Sir Edwin Plowden)は回想録の中でこの判断は誤りであったと認め, 47年時点では対コモンウェルス経済関係の巨大さ, 対コモンウェルス政治的リンクの重視, アメリカのヨーロッパへの長期的コミットメントの継続への希望(ヨーロッパの閉鎖的経済ブロック化はアメリカの撤退につながるとみられた), イギリス世論のヨーロッパ統合という理想への無関心さ, 植民地帝国であることからくる威信, さらに当時の食料・原材料供給不足の継続という予測が大蔵省をヨーロッパとの経済関係強化に消極的にさせたと述べている。コモンウェルスはヨーロッパより原料資源に恵まれ, イギリスへの供給源およびスターリング地域内部でのドル獲得源として重視

## 論 説

されていたが、ヨーロッパ統合の強化は産業の特化・分業化による域内の自足を進行させ、ドル獲得能力低下につながるとみられたというのである<sup>(23)</sup>。

もちろん関税同盟構想への批判は大蔵省からのみにはとどまらず、商務省も「このような、我が国の経済的将来のすべてに極めて過激な影響を及ぼし……我が国にとって限りない潜在的危険を有するような種類の提案」には当然、大反対であり彼らの考える CEEC でのイギリスがとるべき対応策は、設立が予想される関税同盟研究部会を「我が国がコモンウェルスとの間に抱える困難でなく、ヨーロッパ諸国の経済を相互に調節するという同様に困難な問題を理由として……失敗に導くことが重要である」という大蔵省よりもはるかに過激なものであった<sup>(24)</sup>。

さらに植民省からも、西ヨーロッパ関税同盟にイギリスが参加することによって、植民地が現有的の特恵制度の保護を受けられなくなるという事態は絶対に許容できないという意見が伝えられ、これは、上述のように、フランスやベネルクス諸国がイギリスの関税同盟参加と帝国特恵制度の維持の両立には反対であることはすでにイギリス政府には認識されていたため、事実上、関税同盟参加反対論に他ならなかった<sup>(25)</sup>。

このように噴出する他省庁からの抵抗に結局、外務省は屈しきれず、8月15日の CEEC においてフランスからイギリスが関税同盟に対して持つ「特別な問題」の存在が表明された。すなわち「これらの困難は我々のヨーロッパ外、特にコモンウェルスとの(経済的、政治的双方の)リンクから生じるものであり、「我々は連合王国だけではなく、ヨーロッパにとってもこれらのコモンウェルスとのリンクが維持されることが長期的には利益になると考えているが、このことが、我々をヨーロッパ内の国家であると同時にヨーロッパ外の国家にもしているという事実も認識されなくてはならない」のであった。そして「これらの問題全てが……関税同盟が連合王国に対して現実的に提案される以前に交渉の対象にさ

れなくてはならず、「今後数週間の内に連合王国が確実な即座のコミットメントをなすということは問題外であった。なぜなら「実行可能か不明でありながら、そのようなコミットメントをなすことは不誠実」であったからである<sup>(26)</sup>。

しかしこのイギリスの発言にもかかわらず、アメリカと大陸諸国、特にフランスの関税同盟構想への後押しは継続し、9月2日、イギリスを含むCEEC諸国はヨーロッパ関税同盟研究部会を設立することで合意し、第1回会合は47年11月ブラッセルで開催されることとなった<sup>(27)</sup>。

#### 4

CEECによる西ヨーロッパ関税同盟の研究部会発足とほぼ時を同じくして、イギリス政府内では、官僚レベルから閣僚レベルへと議論の場が移っていった。まず口火を切ったのは今回もベヴィンであり、9月3日サウスポートでの労働組合会議(TUC)総会でコモンウェルス・帝国との関税同盟の可能性を示唆する演説をおこなった彼は、続いてアトリー、クリップス、ドールトンらに書簡を送り、イギリス政府内部にも高級官僚レベルで西ヨーロッパ・コモンウェルス・帝国それぞれの関税同盟についての研究部会を設けることを進言した。イギリスが「外交問題において完全な独自性を発揮する」ためには「合衆国への財政的依存から可及的速やかに解放されなければならない」のであり、そのためにはITOによる多国間貿易体制の完成を待つのでは「遅すぎるかもしれないし、不十分かもしれない」と彼には思われたのである<sup>(28)</sup>。ここに示されているのはまさに、西ヨーロッパ・帝国・コモンウェルスをイギリスの指導下に経済的に統合し、アメリカからの独立を確保したいという“The Third Force”構想に他ならなかった。

これに対して9月17日、商相クリップスもエディンバラでの演説の中で、関税同盟には大きな利点があるかもしれないが多くの困難もともな

## 論 説

うのであり、その検討には時間を要するであろう、と発言してベヴィンを牽制し、同時に商務省内では、ベヴィンが閣議で求めるであろう政府内関税同盟研究部会発足の要請への対応策が検討された。その結果、CEEC 関税同盟研究部会が発足した以上、もはや公式の政府内研究部会の設置は不可避であるが、「(a)いわゆるマーシャル議論から生じたところのヨーロッパ関税同盟構想」と「(b)クレイトン氏の、帝国特惠制度は道義的に悪であり関税同盟は善であるという全く非論理的な発想への対応としての……(1)英帝国関税同盟すなわち連合王国と植民地によるものおよび(2)英連邦関税同盟すなわち連合王国（および植民地）と他のコモンウェルス諸国によるもの」というすべての構想を、単一の、商務省が主導する省間委員会により検討することによって、外務省の政治的動機に基づく意見からの影響を最少にとどめることが最善の対応策であるという結論がだされ、これには大蔵省の同意も得られた。さらに商務省としては(a)にイギリスが参加するとしたら、それは帝国特惠制度との両立が困難であり、結局は植民地・コモンウェルスもそこに含めること（すなわち(b)を同時に形成すること）によって解決を図らざるを得なくなるであろうから、閣議においては特に(b)の持つ問題点が強調されることが、結局は（商務省が最も嫌悪している）(a)へのイギリスの参加をも否定することにもなるので望ましいとの進言もなされた。彼らとしてもマーシャル援助（これ自体はもちろん世界規模のドル不足による貿易不均衡解消への特効薬として商務省・大蔵省ともに渴望していた）へのアメリカ議会からの同意獲得のために必要なCEECでの西ヨーロッパ関税同盟の議論自体には反対できなかったのであり、それゆえこのような迂遠な、しかし巧妙な戦術が採用されたのである<sup>(29)</sup>。

9月中旬完成したCEEC報告書においてCEEC参加諸国は「(1)互いにそして同様の意思を持つ諸国と、関税および貿易拡大への障壁の削減のために、可能な限り相互にそして他の世界各国と協力すること、(2)漸

進的にヨーロッパ内部での人々の自由な移動への障壁を取り除くこと、(3)現有の資源を協力して開発するための手段を合同で組織化すること」を約束し、ヨーロッパ統合へのコミットメントは当面、大蔵省・商務省から見て穏当と思われる程度に留まることになってはいたが、もちろんこれだけで統合へのアメリカからの圧力が収まったわけではなく<sup>(30)</sup>、CEEC 関税同盟研究部会の進展を、経済官庁からみて妥当なものに留めるためには、まず内部の敵である外務省の牽制が不可欠だったのである。

9月25日、閣議において関税同盟問題が議論され、ベヴィンはコモンウェルス・帝国および西ヨーロッパ関税同盟構想すべてを包括的に検討する政府内研究部会の設置を求めたが、彼にとっては西ヨーロッパ関税同盟が形成されるなら同時に帝国・コモンウェルス関税同盟も形成されてはじめて“The Third Force”が完成するのであり、CEEC 関税同盟研究部会発足というこの機を利して、一気に両者の完成への道を開きたいというのが狙いであったのであろう。しかし、これは図らずも上述した商務省の西ヨーロッパ関税同盟構想否定のための戦略にはまってしまうことを意味しており、はたして、クリップスはこの提案にあっさり同意してみせたが、同時に彼はまず植民地関税同盟構想の考慮から開始すべきであろうと付け加えることを忘れなかった。そしてここから議論は彼の思惑通りに進んでゆき、コモンウェルス関係省からはベヴィンの9月3日の演説へのカナダ、南アフリカ、インド、オーストラリア、ニュージーランド政府からの不評が指摘され、植民省からも関税同盟によって植民地が得るところは少ないのであり、彼らは関税自主権の喪失に抵抗するであろうとの指摘もなされた。結局、閣議は政府内研究部会の発足を認め、ベヴィンと外務省の2年来の希望である西ヨーロッパ関税同盟構想の正式な政府機関による検討の開始はようやく可能になったのだが、その前途には経済官庁からの強い抵抗が待ち受けていたのである<sup>(31)</sup>。

## 論 説

しかし、この時点では外務省の関税同盟構想への期待はなお上昇過程にあり、この閣議決定に先立ち、ベヴィンはフランス政府に対し、英仏の経済面での協力強化の必要性を指摘し、非公式に、両国の4700万と4000万の人口と広大な植民地を統合し、米ソと対等の勢力を形成する希望を伝え、閣議の翌日には省内会議で改めて、マーシャル・プランを通じてヨーロッパの東西分裂は不可避となったのであり、イギリスは関税同盟を通じた経済統合により仏・伊・ベネルクス等の西ヨーロッパ諸国を「結束性のある統一体」へと導き、アメリカから自立して東側に対峙できる存在とする必要があると指摘した<sup>(32)</sup>。

10月初めにはこのベヴィンの発言をうけて外務省で、大蔵・商務・植民・コモンウェルス関係各省の官僚を集めた会議が開催されたが、この席でも商務省は関税同盟がベヴィンの意図の達成に役立つかは疑問であり、政治的にはともかく経済的には西ヨーロッパ諸国との関税同盟を正当化する理由はないと決めつけた。大蔵省は既存の英仏経済委員会などの機構を利用した長期的・漸進的な西ヨーロッパ諸国との経済関係強化の方が望ましいとし、現状では対仏貿易の増大はドル赤字の増大を招くだけであるとした。さらに商務省はフランスへのイギリス本国市場開放には自治領諸国からの反発が予想されるとし、植民地資源の共同開発程度なら可能であろうとしたが、これには植民省が直ちに、両国の植民地資源は基本的に同質であり、フランスの植民地開発にイギリスが協力しても特に得るところはないと指摘し、結局この会議は外務省構想への各省の根強い抵抗を明らかにしただけであった<sup>(33)</sup>。

## 5

10月から11月にかけて、政府内関税同盟研究部会は、商務省を中心として、植民・コモンウェルス関係両省も加わって作業を進め、11月3日には、コモンウェルスおよび植民地との関税同盟の可能性についての最初

の中間報告草案が内閣経済政策委員会 (The Cabinet Economic Policy Committee: EPC) に提出されたが、これは植民省の見解を強く反映したもので、コモンウェルスとの関税同盟は「現状では実現不可能であろう」とされ、植民地の関税同盟は帝国の結束強化という政治的利益はあっても必要不可欠ではないし、開発度の高い植民地ではイギリスへの永続的経済的従属への強い抵抗が予想されるというものであった<sup>(34)</sup>。

さらに11月6日には、西ヨーロッパ関税同盟の可能性についての中間報告がEPCに提出されたが、これは「第一義的にはヨーロッパ関税同盟の経済的側面について」の報告でありながら、経済的理由はもちろん、多くの政治的理由をも指摘して外務省構想への否定的意見をあらわにしたものであった。そもそも、西ヨーロッパ関税同盟は実現に「多大の時間を要する」ものであり、「アメリカ議会にマーシャル提案を受け入れさせる」助けになるという点以外では「当面の」イギリスの経済的問題解決には貢献しないものであり、金融・財政・通貨政策の高度の統一化、おそらくは「連邦的機関」へのそうした政策決定権の委譲を必要とするので、「歴史的先例」から見ても「強力な政治的連帯」により結ばれていない限りは、独立諸国間では永続的には機能しえないと報告書はまず指摘した。つまり、外務省が、西ヨーロッパ諸国をイギリスをリーダーとして結束する世界的政治勢力化するための手段として、関税同盟による経済的統合を求めているのに対して、そのような政治的結束こそが関税同盟結成の前提条件であるという主張であり、ベヴィンの構想を足元から切り崩そうという商務省側の意図は明白であった。以下報告書は、西ヨーロッパ関税同盟にイギリスが、(a)参加しなかった場合と、(b)参加した場合にわけて議論を進めてゆく。(a)の場合、参加諸国の機械・自動車・鉄鋼産業は直ちに域内での関税上の便益を受けることになり、競合するイギリス産業には不利益となるであろうし、長期的には参加諸国の上記諸産業は第三国の市場でもイギリス産業を駆逐するであろうと予想され

た。(b)の場合、予想される利益としては、「域内での」分業化の進展・市場の拡大・貿易の増大、イギリスとヨーロッパ諸国の貿易収支の改善、(統一的意思決定機関が形成できれば)対第三国の交渉力の強化、長期的な対米経済競争力の強化とそれにとまなう貿易収支の改善が挙げられたが、同時にこれらの利益を相殺してもなお余りあるほどの不利益が指摘されていた。すなわち、イギリス産業構造の大規模な再編、国産農産物価格の不安定化、(特にドイツが参加した場合)鉄鋼・機械等の戦略的産業への悪影響・それら産業の国外移転のおそれ、第三国との個別的貿易交渉での自由度の低下、金融・財政政策の自由度低下にとまないスターリング地域との関係調整が困難になり外貨準備にも悪影響がでるおそれ、大陸向け輸出増大による金・ドル流出増大のおそれ、移民労働者流入による社会問題のおそれ、帝国特惠制度の消滅のおそれ、といったものであった。さらに予想される利益は主として長期的性質のものであるのに、不利益は短期的なものが多いことも、関税同盟参加を困難にするものとされた。また、帝国特惠制度消滅のおそれに関しては報告書は特にこれを強調し、コモンウェルス諸国への政治的影響力が低下し、それら諸国が「他の方向」(明示はされていないがこれはアメリカのことに間違いないであろう)へと向かっていく危険性も指摘された。これも、外務省の“The Third Force”構想に内在していた帝国・コモンウェルスはイギリスの世界的大国としての勢力基盤でありつづけるという基本的前提の動揺の可能性を指摘する、まことに「政治的」な西ヨーロッパ関税同盟構想の持つ欠陥であった。さらに帝国特惠制度はいずれにしてもアメリカの求める開放的な多国間貿易秩序により存亡の危機にあるのではないかという予想される反論を封じるため、帝国特惠制度消滅の代償としては、世界規模の自由で開放された市場の方が、西ヨーロッパに限定された共同市場よりも望ましいとされていた。結局、この報告書による閣僚達への勧告は、マーシャル・プランの円滑な実現のためにも

CEECの関税同盟研究部会での「専門的議論には完全に協力すべき」すべきであり、「少なくとも当面はヨーロッパの(関税)同盟への参加が不可能であると言明すべきではない」が、関税同盟への「コミットメントと解されるようなことは何もしないように注意すべきである」というものであった<sup>(35)</sup>。

11月7日、EPCでこの中間報告書の審議がおこなわれた。まずベヴィンは、この「予備的結論」には「外務省の観点からは失望」したと不満をあらわにし、「西ヨーロッパがロシアおよび合衆国に対する経済的独立性を維持するには何らかの経済的統一のための手段が不可欠」なのであり、西ヨーロッパ諸国の保有する植民地資源を利用すれば、この経済的統一の実現は可能であると報告書に反論した。しかし、この意見に対する賛意は表明されず、9月末をもって経済問題相に就任したクリップスの後任である商相ウィルソン(Harold Wilson)は、関税同盟構想はクレイトンの圧力で生まれたものであり、そのクレイトンが10月半ばに国務次官の職から引退している以上、もはやアメリカ政府の関税同盟への熱意は低下しているのではないかとの観測を述べた。しかし彼も「現時点」では関税同盟構想に対して「消極的あるいは敵対的」な態度をとるのは不適當であろうとし、CEEC関税同盟研究部会においてイギリス代表は、議論を「形成に多大の時間を要し現存の経済的問題の解決に積極的貢献のできない」関税同盟についての研究よりも、「より現実的で短期的な西ヨーロッパの経済統合のための手段」についてのものへと誘導すべきであると述べた。この意見に対してはクリップスからも直ちに賛意が表明され、西ヨーロッパ規模の多国間貿易は、より大きな世界規模の多国間貿易の枠組みの中で追求されるべきであるされた。さらにドールトンも、対外経済協力を推進する際に忘れてはならないのは、イギリスの需要を満たす供給能力を持った地域を優先すべきことであるとして、帝国・コモンウェルスおよびアメリカが、西ヨーロッパより重要である

ことを示唆した。さらにベヴィンのいう植民地資源の共同利用についても、そのような政策には特に米ソからの「植民地主義」としての批判があるとの意見もだされた。これらの見解を前にして、ベヴィンも、「我が国代表が議事進行を妨害しているとの印象を与えないようにすべきである」という条件をつけさせることはできたが、基本的に報告書の勧告に従うことを受け入れざるを得なかった。結局、委員会の結論は、イギリス代表はCEEC研究部会の議論を「関税同盟および共通関税の作成という問題を含むヨーロッパでの多国間貿易発展という方向に誘導すべきである」という条件を付加した上で、中間報告書の勧告を承認するというもので、外務省には大いに不満の残る結果となった<sup>(36)</sup>。

この結論を受けて、外務省内ではホール・パッチが、商務省その他のヨーロッパ関税同盟への反対論が、鉄鋼・化学といった戦略的産業分野でイギリスが競争力を失うことをおそれてのものだとすれば理解できなくもないとの見解をもらしたが、しかし彼にしても、ベヴィンがこの問題にあたえている「最重要な政治的考慮」が優先されなくてはならないと考えており、西ヨーロッパ関税同盟の実現への外務省の努力はなお継続されていった<sup>(37)</sup>。

11月11日、CEEC関税同盟研究部会は、ようやく第一回会合をブラスセルで開催したが、ここでのイギリス代表の発言は、EPCでの決定にそったものであり、基本的には8月15日のCEECでフランスがおこなった、イギリスが帝国・コモンウェルスとの間にもつ関係によって他のヨーロッパ諸国とは異質であることを指摘し、完全な検討終了以前には関税同盟への明確なコミットメントはできない、というものを繰り返したただけであった。会議自体も、「共通関税決定のための原則についての研究を開始する」という、それだけで多大の時間を要するが、直接には関税同盟実現にむけての政治的進展にはつながり得ない作業をおこなうことを合意しただけであり、外務省の視点から成果にはとぼしいもので

あった(もちろん大蔵・商務両省には十分に満足のゆく「成果」であったわけであるが)<sup>(38)</sup>。

1947年末から翌年初めにかけての大蔵省内部での議論をみても、その論調は、西ヨーロッパ関税同盟構想は短期的な実現可能性をもたないだけでなく、仮に長期的に実現され得るとしても、その結果はイギリスの経済主権に大きな制限を加える(=すなわち労働党政権がコミットしていた完全雇用・福祉国家という目標実現のための国内の諸経済計画の実現に支障をきたすおそれがある)ような実質的な大陸諸国との包括的経済統合という、彼らのことばでいえば、受け入れ不可能な「袋小路」であって、西ヨーロッパの経済復興(それ自体はもちろん大蔵省にも歓迎すべきことである)のためには、もっと「別の道」が探られるべきではないかというものであった。もちろん、この「別の道」というのは結局のところ短期的にはマーシャル・プランを通じて、ということの意味するのであるが、そのマーシャル・プランを実現させるにはアメリカ議会のERPへの同意が必要であり、そのためには、長期的視野にたったヨーロッパ側の復興への努力の証しが必要であることは大蔵省も充分認識していた。この後者の意味での「別の道」として考えられはじめていたのが、ERP法案のアメリカ議会通過後(ERP法案は48年4月に成立する)に必要となるヨーロッパ側の援助受け入れ機関として、CEECの後を引き継ぐ組織であり、大蔵省はこの組織は、関税同盟のような「巨大な理論的研究」でなく、「現実的で漸進的な手段」によるヨーロッパ規模の産業計画や貿易システムの下案を目的とすべきであると考えていた<sup>(39)</sup>。この構想の帰結として生まれるのが、ヨーロッパ経済協力機構(The Organization for European Economic Co-operation: OEEC)であり、後にみるように、48年4月のOEECの誕生以後、外務省の西ヨーロッパ関税同盟を通じた“The Third Force”形成という構想は急速に大きな軌道修正を迫られてゆくことになるのである。

しかし、47年12月から48年1月にかけての時点ではまだ外務省の関税同盟にかける期待は失われておらず、むしろ、47年春のモスクワ外相理事会に始まり、同年末のロンドン外相理事会での最終的な英米とソ連の間の決裂によってほぼ決定した、ドイツ戦後処理問題でのフランスの英米陣営への参加という機会を捉え、これまで以上に積極的に、西ヨーロッパとの経済統合を軸とした“The Third Force”形成のための政策の立案をはかっていった。ただしこの積極的態度も、あくまでもアメリカというスポンサーが、米ソ対立の深刻化の中で西ヨーロッパを当面は物質的に支えてくれるという前提でのものであり、アメリカから独立するための“The Third Force”構想実現のために、アメリカの援助に依存せざるを得ないという矛盾は逆に強まることとなった。そして、結局はこの矛盾に耐えきれず、外務省の基本構想は1949年秋までに大きな変質をとげることになるのだが、47年暮れから48年初頭の時点ではなお、外務省内部での“The Third Force”実現への熱意は大きな盛り上りを見せており、これが1月になり、“Western Union”構想として表面にあらわれるのである。

6

この“Western Union”構想は、イギリスを含む西ヨーロッパ諸国の経済的統合だけでなく、あいまいな、あるいは抽象的な形ではあるが、政治的・軍事的・精神的統合をも表面からよびかけ、同時に（これもあいまいではあるが）アメリカに対する支援の要請も含むという点で、これまでのアプローチとは一線を画すものであったともいえるのだが、その根本的手段として当初構想されていたのは、この後みてゆくように、やはり西ヨーロッパ関税同盟構想であり、外務省にとっては45年以來の構想の自然な延長であった。またこれが正式に閣議の了承を受けて、議会におけるベヴィンの演説という形で発表された構想であるという事実か

ら、一見、経済官庁と外務省の間の対西ヨーロッパ経済協力をめぐる対立の解消を示しているかのように聞こえるが、これも実際は、アメリカ国務省やフランス外務省のみならず、イギリス外務省内部からでさえ、“Western Union”構想が具体的には何を意味するのかわからないとの声もれるぐらい<sup>(40)</sup>、あいまいで抽象的なプランであった、すなわち具体的な経済統合計画や関税同盟構想に直接の言及がなかったがゆえに、経済官庁からも異論がでなかったというのが実情であり、“Western Union”構想発表の時点では、依然として、西ヨーロッパとの経済統合の重要性についての両者の認識の違いには何ら変化はなかったのである。

以下、この構想の公表までの経緯をみてゆくことにするが、そもそものきっかけは上記のように12月のドイツ戦後処理をめぐってのロンドン外相理事会の決裂によるヨーロッパの東西分割の確定と、フランス、アメリカ、イギリスの共同歩調の確認という事態の展開であった。会談終了直後、ベヴィンはまずフランス外相ビドー（George Bidault）に対して、「ヨーロッパは……今やギリシャからバルト海まで、そしてオーストリアからトリエステまで分断されている。この線から東方の諸国に侵入するのは……困難である。我々の課題は西洋文明を救うことである……我々は公式・非公式の性格であれ何らかの西ヨーロッパの連邦を形成しなければならない。東方からの圧力に対して伝統的な手法によって対峙できると装っても無意味である。イギリス人として彼（ベヴィン）は公式の法制度を採用することは不必要であると考えている。全てが柔軟に対応されなければならないが、我々は緊急に行動を起こす必要がある。アメリカ人も引き込まれなくてはならない。……」と述べた。翌日にはアメリカ国務長官マーシャルに対しても彼は、「さらなる共産主義の浸透を防ぐためには西ヨーロッパに自信を回復させなくてはならない。……今や西洋文明を精神的に結束させることが可能である。これがいかにして達成されるかについてはさらなる研究が必要である……ただし、我々

が明確な構想を形成するまでは公式の声明は回避されねばならない……」と訴えた。一見しておわかりのように、このベヴィンの構想は、きわめて抽象的な西側諸国の結束を訴えるものであり、何ともつかみ所のない発言であり、ビドー、マーシャルともに、基本的には同意したのだが、ベヴィンが一体どんな具体的アイデアを意味しようとしているのかは、彼らにはほとんど理解不可能であった<sup>(41)</sup>。

しかし、外務省内部ではこのベヴィンからのイニシアティブが西ヨーロッパ関税同盟の形成を主軸とするものであることは十分に理解されており、外務官僚レベルでは、これまでにない熱意をもって、“Western Union” 構想の最大の目玉としての西ヨーロッパ関税同盟の必要性を訴える一連の覚書が作成されていった。まず12月22日には、CEEC 関税同盟研究部会のイギリス代表団の一員であり、ヨーロッパ復興局局長スティープンズ (R. B. Stevens) により、「イギリスの参加する西ヨーロッパ関税同盟」の「政治的・戦略的意味」の分析を目的とする覚書が作成された。彼によれば、政府内関税同盟研究部会の議論は関税同盟の「長期的利益」よりも「短期的な複雑さと調整の必要」にばかり関心がむけられているが、「時の試練に耐え、関税同盟により意味される合理化による経済的利益を完全に引き出すような取極めは……関税同盟にとどまることはない」のであり、それは一足飛びではないにせよ「非可逆的に完全な経済連合 (a full Economic Union)」へとむかわなくてはならないのであった。そのような連合は共同の財政・金融政策、補助金政策、社会保障、価格統制、さらには共通通貨といったものを必要とし、戦略産業分野での相当程度の共同計画および超国家主権的な権限をもった機関による財政政策の調整と対外通商交渉といったものも意味するであろうが、英・仏・伊・ベネルクス・西独・デンマークといった諸国を長期的に緊密に結び付けるためには、短期的な軍事同盟よりもはるかに有効であろうし、当然イギリスがその中で「指導的立場」につくことになるで

あろうというのが、スティーブズンの分析であった。もちろん帝国特惠制度は揺らぎ、コモンウェルスとの紐帯も傷つき、イタリアのような脆弱な経済と結び付けられることによる不利益もあろうし、イギリスは「いまだかつてないほどに西ヨーロッパの政治・軍事・経済問題に介入せざるを得ないだろう」が、西ヨーロッパ諸国の東側への離脱も防ぎ、仏独の和解を促進し、「ヨーロッパ、そして世界の全く新しい勢力の均衡に対処するには新しい対応策が必要」なのであり、政治的利益が経済的リスクを大きく上回ると考えられたのである<sup>(42)</sup>。これに対して西欧局局长クロスウェイト (P. M. Crosthwaite) も、12月31日、「合衆国の援助が十分に大規模であれば、(ヨーロッパ)諸国はそれぞれ再び自立可能になるかもしれないが、我々がばらばらなままでいて期待できるのは、せいぜい二人の巨人のはざままで矮人として何とか生き延びるであろうということぐらい」であり、「我々が世界において重要な役割を果たし、世界の均衡を回復する」ためには「経済的統一は不可欠な要素」であると同意した<sup>(43)</sup>。

翌年に入り、ヨーロッパ復興局により、これらの見解に同意する覚書が次々と作成され、ロシアによる東ヨーロッパの支配に対峙するにはいつまでもアメリカからの援助に依存したままでは不充分であること、西ドイツおよび植民地を含む西ヨーロッパ諸国の経済統合により大規模な市場を形成し生産力・資源・人員の活用をはかれば、現状では「軍事的見地からはお荷物でしかない」西ヨーロッパ諸国を有効な資源へと変えられること、経済統合はそれが完成してしまえば、参加諸国の離脱を困難にするゆえ軍事同盟よりも長期的な戦略的価値は高いこと、また当面必要なアメリカからの援助獲得にも、イギリスの指導による西ヨーロッパ経済統合が不可欠なこと等々が指摘された<sup>(44)</sup>。

これらの覚書に対して、次官補ジェップ (G. Jebb) は、関税同盟を意味のあるものにするならば、最終的には政治的・経済的統一体を形成し

## 論 説

なくてはならず、それはコモンウェルスとの連帯をそこない、将来ドイツが再統一されたら、ドイツが主導権をにぎる可能性があるといった不利益も意味するが、同時にそれは「トインビー氏のいうところの、二つの『文化的辺縁に位置する半野蛮状態の国家』による『二極』システムにより深刻な危険にさらされている勢力の均衡」を回復し、いずれは参加諸国の「生活水準を合衆国と同レベルにまで上昇させる」という大きな利益があるのであり、「ソヴィエトの衛星国家になるか、アメリカの企業民主主義への貧しい依存者になるか」という「陰鬱な選択」を避けるためには関税同盟により何らかの“Middle Power”建設が必要であるとコメントした<sup>(45)</sup>。

また同じく次官輔であるホイヤー・ミラー (F. R. Hoyer-Millar) も、関税同盟は他国のためにイギリスが経済的な犠牲をはらうことを意味するかもしれないが、「我が国の地位が三等国並みに低落してゆく」ことを防ぐには「本物の西ヨーロッパ関税同盟」が必要であり、ジェップの指摘したような再統一されたドイツによる西ヨーロッパ内での覇権確立を防ぐためにもむしろ、イギリスは自らの主導する関税同盟内部で他の西ヨーロッパ諸国との関係を強化しておくことが重要であると指摘した<sup>(46)</sup>。

これらの意見に対しホール・パッチは、「関税同盟がいかに広い政治的意味で望ましくとも、大蔵省および商務省は各々の省益にもとづき、他の強力な省庁の助けもかりて最後の最後まで抵抗しつづけるであろう」し、外務省としては「長く厳しい戦いを覚悟しなくてはならない」が、それでも「我々はこの問題を再提起し戦いを継続しなくてはならない」と述べ、再び閣議レベルでのこの問題の検討が必要であると指摘した<sup>(47)</sup>。

そして、この気運の中で、1948年1月8日、ベヴィンは閣議に対して、「イギリス外交の第一目標」(“The First Aim of British Foreign Pol-

icy')と題する覚書を提出し、その中で、西ヨーロッパ諸国を、経済的・政治的・精神的に結び付ける壮大な統合体である、“Western Union”を建設する構想の政策としての承認を求めたのであった。「ソヴィエト政府はバルト海からオーデル川に沿って、トリエステを経て、黒海にいたる線の背後に強固な政治的、経済的ブロックを形成して」おり、西ヨーロッパの経済的混乱を利用したソヴィエトの政治的影響力のさらなる拡大を防ぐには、イギリスは「我が国こそが指導者である、この西洋文明に内在する倫理的・精神的諸力を組織化し、まとめあげなくてはならない」のであり、これは「アメリカおよび自治領諸国の支持をうけた、公式あるいは非公式の何らかの西ヨーロッパにおける統一体」すなわち“Western Union”の創造によってのみ達成されるのであった。ベヴィンの提唱したのは「スカンディナヴィア、低地諸国、フランス、ポルトガル、イタリア、ギリシャ……スペインそしてドイツ」から成る「西側民主主義のシステム」であり、それは「我々はフランスと同盟条約を結んでおり、他国とも締結するかもしれないが」、「公式の軍事同盟である必要はなく、「まず経済的問題から始まる西ヨーロッパ諸国との緊密な協議を意味する」とされた。そして「物質的援助は主として合衆国から来ざるを得ないだろうが、西ヨーロッパの諸国はアメリカの精神的価値を軽蔑しており、我々に政治的・道徳的指導を求めてくるであろう」と期待され、「このような西ヨーロッパのシステム」を組織化することができれば、「合衆国およびソ連とも対等の、我々自身の勢力と影響力を発展させることができる」と考えられたのである。イギリスおよび西ヨーロッパ諸国の保有する植民地資源を発展させ、その精神的指導者となれば、「我々が合衆国やソ連に従属するものではないことを明確に示す」ことができるはずなのであった<sup>(48)</sup>。

この覚書でも述べられているように、“Western Union”形成にはアメリカを中心とした外部からの支援が不可欠であるということは認識され

ていたが、それらはいくまでも一時的性質のものであり、“Western Union”（すなわち“The Third Force”）の完成と同時に不要になるべきものであった。また、この時点でベヴィンと外務省はフランス以外の西ヨーロッパ諸国、具体的にはベネルクス諸国とも軍事同盟を結ぶ可能性を考慮していたが、その目的はいくまでも、経済的・政治的・精神的な共同体であるべき“Western Union”の形成を容易にするために、それら諸国に精神的安定感をあたえるためのものとして意図されていた。当時、外務省も軍も、ソ連からの脅威はいくまでも非軍事的な政治的・経済的・精神的性質のものであり理解しており、偶発的な場合を除いてソ連からの軍事的侵略が近い将来にあるとは考えてはおらず、そのことは同じ閣議に提出された「ソヴィエトの政策の検討」と題する別の覚書の中でも示されていた<sup>(49)</sup>。

それゆえ、この時点で外務省が“Western Union”形成のための重要な具体的手段として考えていたのは、すでにみた省内の覚書からもあきらかなように、関税同盟を中心とする西ヨーロッパとの経済統合であった。しかしこの閣議においてはベヴィンは具体的な経済統合政策に対する内閣の意思決定は要求せず、あくまでも、一般的な経済問題での西ヨーロッパとの協議の必要および極めて抽象的な精神的結束の必要への内閣の同意のみを求めたのであり、この主張に対しては、経済官庁側からも正面からの反論はできず、閣議はベヴィンの覚書をそのまま承認したのである<sup>(50)</sup>。この後、ベヴィンの覚書は最終的な対米独立を目標とするという部分を削除した形でアメリカ側に伝達され（アメリカ側の反応は基本的に歓迎しながらも、いまだベヴィンの真意がつかみかねるという性質のものであったが、外務省はこの反応に充分満足していた）、1月22日には下院で、同様にアメリカからの独立をうたう部分を削除した形で（ドイツとスペインの“Western Union”への参加を求める部分も削除された）ベヴィンは彼の“Western Union”政策を公表したのである<sup>(51)</sup>。

なお、本稿は、経済外交政策を直接の分析の対象とするため、ここでは簡単にふれるにとどめるが、“Western Union”政策は経済政策重視ではあったが、もちろん軍事的側面での発展要素を持っていなかったわけではなく、1948年3月15日に英・仏・ベネルクスの間で調印されたブラッセル条約はその一つであった。同条約は形式的には対独安全保障条約であったが、同時に、参加国間の経済・政治・文化的協力の促進も行うもので、そのための「諮問理事会」(the Consultative Council)という組織も持っており、本来は“Western Union”の一ステップとして外務省が期待したものであった。しかし、同理事会での大陸諸国の関心は軍事的問題に集中し、同年冬から夏にかけて続いた、チェコでのクーデター、ベルリン封鎖などを背景に大陸諸国は、対ソ安全保障のためのイギリスによる、大陸へのペーパー・コミットメントではない、具体的軍事コミットメントを強く要求していった。しかし、当時のイギリスはこの要求に応えうる軍事的リソースと戦略を持っておらず(=当時のイギリスの基本戦略は、通常軍備でまさるソ連からの大陸での侵略が仮にあった場合は、イギリスは大陸を一時放棄し中東の基地から空軍力でソ連を攻撃するというものであり、大陸諸国に対して公開できるものではなかった)、アメリカを含む軍事同盟の形成により、大陸諸国の安全保障要求を満足させるという対応を選択した。これが結果的に翌年の北大西洋条約の形成につながるのだが、アメリカも49年時点では明確な大陸への軍事コミットメントの供与には消極的であり、結局はブラッセル条約も北大西洋条約も、1949年時点での西ヨーロッパ諸国の要求を完全には満足できず、“Western Union”の形成という当初の目標にはつながっていかなかったのである<sup>(52)</sup>。

策面での合意を欠いていた“Western Union”構想を実現してゆくための方法についての議論をすすめてゆくことになるが（上述のように外務省内部でも“Western Union”がイギリス主導の西ヨーロッパの統合という以上に、何を意味するのか解らないとの声がでていたというのが実情であり、ヨーロッパ復興局担当次官補であるメイキンズ（Sir Roger Makins）ですら「それは関税同盟なのかそれともヨーロッパ合衆国なのか？」と1月下旬に疑問を呈していた<sup>(53)</sup>）、その過程で、彼らは改めて西ヨーロッパとの経済統合への経済官庁からの抵抗を認識させられ、苦戦を強いられることになっていった。

1月8日の閣議直後、ベヴィンはフランスに“Western Union”構想を伝達するとともに、アフリカの植民地の共同開発についての打診をおこなったが、この方面での関係強化は、植民地の経済的自立の達成を基本的目標とし、植民地資源の本国による利用に対して反発する植民省からの抵抗により、結局、48年夏まで議論はほそぼそと継続したが具体的な成果を産み出すことはなかった<sup>(54)</sup>。

一方で、1月から2月にかけて外務省は、上述のように、ベネルクス諸国とフランスによる安全保障条約であるブラッセル条約の構築にも“Western Union”構想の一環として努力したが、この条約自体は、あくまでも経済的統合に基礎をおくべき“Western Union”推進の前提となる政治的な安定状況をこれら諸国につくり出すためのものであり、また同時にERP法案審議中のアメリカ議会にヨーロッパ側の自助の証しを見せるためのものであり、より実質的な経済的統合手段の追求は別におこなわれなければならなかった<sup>(55)</sup>。

この状況で、2月18日、ベヴィンは閣議に対して、「Western Union 構想を進展させるための機構」と題する覚書を提出し、その中で、ERP法案成立後に、アメリカ側が設立する経済協力庁（Economic Co-operation Administration：ECA）と協力して具体的計画をねり、アメリカから

の資金を分配するためのヨーロッパ側の機関として CEEC の業務を引き継ぐ、「引き継ぎ機関」(“the continuing organization”) または「共同機関」(“the joint organization”) (=後の OEEC) を、(別種の機関の構築の可能性も完全に除外はしないが)関税同盟構想を含めた “Western Union” 推進のための主要機構として採用することを提言した。つまり、短期的な経済統合推進のための諸計画はこの「引き継ぎ機関」を通じて一元的に立案されるべきであり、その一環としての関税同盟構想の研究もこの枠内でおこなわれるべきであるという主張であった。この主張はもちろん、ドル不足の解消、国際貿易の均衡回復のための ERP の必要を強く認識していた大蔵省や商務省にとっても当然歓迎すべきものであり、またベヴィンがこの覚書において関税同盟設立への明確なコミットメントは要求しなかったために覚書は異論なく閣議で了承された<sup>(56)</sup>。

しかし、このことが外務省と経済官庁との完全な思惑の一致を意味したのではもちろんなかった。1948 年になりイギリスの外貨状況は改善の兆しをみせ、貿易赤字も減少しはじめていたのだが(結果的に 48 年の經常収支は 2600 万ポンドの黒字となり、前年と比べて 4 億ポンドもの収支改善となり、輸出は前年より 26% 増えたが輸入は 4% 増に抑制された)、なお対ドル地域の赤字は十分に改善されておらず、さらに 4 月 3 日の経済協力法の米議会通過まで、大蔵省では ERP が本当に議会に支持されるか大きな不安を抱いており、また仮に ERP 法案が成立しても、一年ごとに議会による援助への同意更新が必要となっていたので、アメリカに対してヨーロッパ側の経済統合へむけた努力の存在を継続的に示してくれる「引き継ぎ機関」の存在は経済官庁にも大いに歓迎されていた。しかし大蔵省の側に関税同盟を含む超国家的な形での経済協力を採用する意思は毛頭なく、2 月 23 日の閣議直後のベヴィンからクリップス(47 年 11 月 13 日に蔵相就任)への非公式な、“Western Union economic bank”

設立による西ヨーロッパ諸国の金融・通貨政策一元化の提案は即座に拒絶されたし、「引き継ぎ機関」も、結果的に OEEC がアメリカからの超国家的要素の採用への圧力にもかかわらずそうなったように、“inter-governmental” なものであり “supranational” なものではないという条件を満たさなくてはならなかったのである。結局のところ大蔵省や商務省からみて経済協力の相手としてヨーロッパは決して帝国・コモンウェルス（＝スターリング地域）やアメリカ（＝ドル地域）ほどの優先順位はあたえられることはなかったのであり、「引き継ぎ機関」＝OEEC の設立では合意できても、それに対しての期待度では外務省との間には大きな隔たりがあったのである<sup>(57)</sup>。

イギリス政府内部でこれらの議論が展開されている間に、CEEC 関税同盟研究部会は、第 2 回目の会合を 2 月 2 日から 6 日にかけて開き、共通関税策定のための共通物品名リストの作成にあたる経済委員会の設立で合意したが、ここでもイギリス代表は、「我が国政府の態度について決して誤解があってはならない。我々の提案している作業（経済委員会の設置）は試験的なものであり、我が国政府の側のヨーロッパ関税同盟参加へのコミットメントを意味するものではない」という留保的発言を付け加えることを忘れてはいなかった<sup>(58)</sup>。

一方、イギリス政府内の関税同盟研究部会も 2 月 14 日、「ヨーロッパ関税同盟の経済的帰結」という中間報告書を作成し、その中では関税同盟は長期的には「内部での生産の地理的配分の改善」と「外部との通商の効率化」により「参加国全体に対して、富と生産力の増大」をもたらすであろうが、各参加国個別に得られる利益を見積もることは困難であるとした。そのような見積もりには、参加国の非参加国に対するそれまでの関税制度の在り方（特惠制度の有無・程度）と域内関税の消滅後、当該参加国が関税上の特惠を他の参加国に「あたえる」程度と他の参加国から「もらう」程度が重要となるのであり、既存の域外特惠制度を持

ち、同盟参加後、域内に特惠関税の恩恵をあたえる国の場合、関税同盟参加により不利益を被る可能性が高いとされたが、これが帝国特惠制度を持つイギリスを念頭においての指摘であることは明らかであった。さらに報告書はすでに国際貿易上、大きな役割を果たしている国の場合、関税同盟参加によりむしろ通商問題での対外交渉能力を低下させる可能性もあるとしていたが、これもイギリスをさすことは明らかであった<sup>(59)</sup>。

さらに、2月20日に大蔵省・商務省・外務省間で開かれたヨーロッパ経済協力問題についての官僚レベルの会議で大蔵省は、「ERPの目的は今後4年間で西ヨーロッパのドル赤字を次第に削減し、可能ならば1952年までにそれを消滅させること」であって、関税同盟のような経済統合はこの目的に貢献する限りにおいて進展させられるべきものであり、それ自体が目的なのではないと指摘し、CEEC関税同盟研究部会での作業は、特定の産業がヨーロッパ全体で関税同盟により長期的にどのような影響をうけるかという研究ではなく、具体的に各国のどの産業分野がどのような損得を関税同盟形成により被るのかについての研究とされるべきであると主張した。これはすなわち関税同盟形成が短期的には不可避的にもたらすであろう各国のそれぞれの既存の産業構造の改変という現象を浮き彫りにさせることにより、関税同盟の問題点を明らかにさせようという戦略に基づく考えであった<sup>(60)</sup>。クリップスにいわせれば、「関税同盟は西ヨーロッパ経済協力の不可欠な部分なのかどうか」という基本的問題に早期に決着をつけるべきであり、それがわかる前に具体的な青写真をつくってみても無意味なのであった。いずれにせよ彼にしてみれば、ヨーロッパが「それ(=関税同盟)なしで長期間すませ得ることは明らか」なのだから、イギリスは「この問題についてもっと現実的な態度をとる」、すなわち早期に関税同盟の不要性を確認する必要があったのである<sup>(61)</sup>。(次章でみるように、クリップスは春から夏にかけて

この問題に早期の（否定的）決着をつけるべく、商務省・外務省に強くはたらきかけてゆく。）

このように西ヨーロッパ関税同盟構想に対する経済官庁からの逆風は“Western Union”構想の採用後もおさまるところか、むしろ強まってさえいくのであるが、2月中旬から下旬にかけて外務省では、“Western Union”形成のための主軸としての西ヨーロッパ関税同盟の役割を指摘する閣議覚書の草案が準備されていた。この覚書草案はスティーブンスにより起草され、メイキンズにより修正されたものであるが、これまでになく明白に関税同盟への公式のコミットメントを求めるものであった。“Western Union”を実現し、ソ連からの政治的影響力の波を押し返すために、イギリスはヨーロッパにおける新たな勢力の均衡を、東西の仲介者でなく、自ら「何の留保もなく」西ヨーロッパ側に組みし、その中で主導権を発揮することによって形成しなくてはならず、そのための経済的手段としてERPだけでは長期的な西ヨーロッパ経済の対ドル地域均衡回復は不可能であるとの文書は指摘した。イギリスは、「安定し健全な西ヨーロッパを」、「ヨーロッパ経済が合理的で、バランスがとれ、相互依存的な線に沿って発展するような積極的手段とる」ことにより形成しなくてはならず、「極めて緊密に結合しその構成要素が分離し得ないような経済パターンを建設する」ことによって、「西ヨーロッパの政治的将来」は「条約や相互防衛取極め」よりも確実に保証されるのであった。そのための具体的手段としては、フランスとの間に存在するような既存の2国間協議は「日々の問題を解決し、誤解と不一致を回避するには役立っても新たな地平を切り開くには適さない」し、ブレトン・ウッズ体制は「我々の戦後への夢の中で形成された国際的制度」であり、「非協力を回避させるという消極的」役割しか期待できず、多国間開放貿易体制では「クラブの仲間の全員が互いに良好な関係にはあっても決して緊密な関係にはなれ」ないのでやはり不十分なのであった。ERPとその「引

き継ぎ機関」は、「ヨーロッパ経済を緊密に結び付け合理化し、成員間の財政・通商・産業・社会問題での自発的協力を促進する」作用はあるだろうが、やはり、「一時的性格のものであり、マーシャル援助が終了すれば機能しなくなるかもしれない」という欠点があり、「我々は……必然的に国家主権のある程度の縮小を意味するであろうが、多者の慈善に基づくのではなく自らの努力とイニシアチブの成果であるような……何らかの結合要素をみつけないてはならない」のであった。それゆえ、「我々はこれらの目標に応えうる通商分野での何らかの永続的取極めを求めなくてはなら」ず、そのためにはやはり西ヨーロッパ関税同盟が必要なのであった。もちろん、「関税同盟はコンセプトとしては単純だが、現実に達成するのは極めて困難」であり、「共通関税を見積もり、交渉し、実行に移すこと；参加国の経済への関税引き下げの影響を測定すること；産業その他の影響を受ける利益に対処すること；戦略産業への保護措置の必要；輸出市場における我が国の貴重な利益が侵される危険；不安定な経済と緊密に結び付き過ぎる危険；そしてとりわけ、帝国特惠制度との調整」といった問題はあるにせよ、「これらの問題は重大ではあっても一つとして乗り越えがたいものではない」と主張された。関税同盟の利点は、「(i)他のいかなる解決策よりも西ヨーロッパを政治的・経済的に強化する；(ii)他のいかなる解決策よりも安定と永続性を持つ；(iii)関税同盟は長期的には完全な経済統合にいたり、相当程度の産業統合と財政一元化につながるであろうので、西ヨーロッパの安全保障の最善の手段である；(iv)今後10から15年後にどのような経済状況にあるかを西ヨーロッパ諸国が事前に知ることは不可欠である；(v)西ヨーロッパ関税同盟はすでに国際関税同盟研究部会により集中的に検討されており……今後数ヶ月で有用なデータが得られる；(vi)関税同盟形成の決定は合衆国の世論に即座に好意的に受けとめられるであろうし、今後議会で可決される援助の額に大きな影響をあたえるかもしれない……」等々、数多くあり、「我々が

抱える危機的問題はラディカルな解決策を必要とする。よかれあしかれ我々の運命は大部分、西ヨーロッパのそれと切り離しがたく結び付いている。我々の政策はこの事実を率直に認め、我々がともに生き残るための最善の方法を考案するものでなくてはならない」のであった。最終的にこの覚書草案は閣議に対して、「少なくともイギリス、フランス、ベネルクス、西ドイツ、イタリア、スカンディナヴィア、スイス、ポルトガル」からなる完全な西ヨーロッパ関税同盟形成を主導すること、それが明らかに不可能となつてはじめてそれ以下の統合手段を考慮すること、コモンウェルスからこの政策への同意を獲得することを勧告するものとなつていた<sup>(62)</sup>。

このように外務省は、45年以来これまでで最も明確な形で西ヨーロッパ関税同盟へのイギリス政府としての公式のコミットメントを求めたことを考慮し始めていたのだが、結局、この草案は正式な閣議覚書として提出されるにはいたらなかった。2月25日、27日と二度にわたり次官・次官代理・次官補を集めた省内会議でこの草案は審議されたが、CEECの「引き継ぎ機関」の在り方について経済官庁との間で調整がおこなわれている状況で、その西ヨーロッパ経済統合推進のための組織としての有効性を否定するのは好ましくないとの意見がだされ、次官サージェントも「必ずしもこれらの議論に反対するものではないが」、「関税同盟とERPの経済的側面についての覚書の中で、あまりにあからさまに政治的・戦略的議論を展開すること」は好ましくないとして閣議提出は見送られることになった<sup>(63)</sup>。

しかし、この覚書の提出見送りはもちろん、外務省が西ヨーロッパ関税同盟構想を放棄したことを意味するわけではなかった。次章でもみてゆくように、経済官庁からの抵抗が強まっていくなかでも、48年夏までは長期的選択肢としての関税同盟構想は外務省内では存続しつづけたのであり、覚書の提出は、この時点で閣議レベルでの明確な可否の判断

を求めることにより、非可逆的な関税同盟構想の放棄という結論に至ることをおそれたがゆえに見送られたと考えるべきであろう。代わりに外務省がこの時点で求めたのが、関税同盟につぐ次善の策として、当面、経済官庁からの合意が確実に獲得できる「引き継ぎ機関」=OEECを通じた西ヨーロッパ諸国との経済協力へのイギリス政府としてのコミットメントの明確化だったのである（次章でふれるが、3月上旬に外務省と大蔵省はOEECの役割について当面の「妥協的」合意を得ることになる）。もちろん、このOEECを通じた西ヨーロッパ経済協力的ないし統合の程度についても、外務省と経済官庁の間で、48年春というOEEC設立当初の時点で完全な意見の一致が存在していたわけではなかった。経済官庁側はあくまでもERPの円滑な遂行のための便宜として、アメリカにも歓迎され、そして関税同盟のような超国家主権的コミットメントを要請しない、したがって労働党政権のコミットしていた国内での経済改革計画への邪魔にもなりにくいOEECを、関税同盟と比較した際の“lesser evil”として受け入れたのであり、これを「次善の策」ではあるがそれでもある程度の超国家的な統合をも可能にする組織とみなしていた外務省とはなお大きな食い違いがあった。関税同盟構想の位置付けをも含めた対西ヨーロッパ経済協力の程度について両者の間に完全な意見の一致がみられるようになるのは、1948年末になってのことであり、次章以下でその過程をみてゆくことにしたい。

## 注

- (1) Milward, op. cit., pp. 62-63. *The Foreign Relations of the United States*, 1947, vol. III, (hereafter cited as *FRUS*, 47, III), p. 271. Michael Hogan, *The Marshall Plan, America, Britain and the reconstruction of western Europe, 1947-1952*, (Cambridge, 1987), pp. 38-39. Alex Danchev, *Oliver Franks : Founding Fathers*, (Oxford, 1993), pp. 60-61. Gregory A. Fossedal, *Our*

## 論 説

- Finest Hour, Will Clayton, the Marshall Plan, and the Triumph of Democracy*, (Stanford, 1993), pp. 238-242.
- (2) Milward, op. cit., pp. 64-65. *FRUS*, 1947, III, p. 281, 292. Sir Edwin Plowden, *An Industrialist in the Treasury, the Post-War Years*, (London, 1989) (プロードンは当時, The Central Economic Planning Staff: CEPS の Chief Planning officer: 主席計画官を努めた大蔵省高官), pp. 27-28. Danchev, op. cit., pp. 64-65.
- (3) *FRUS*, 1947, III, p. 230. memo. by Clayotn, 'The European Crisis', 27 May 1947. マーシャル・プランに対してアメリカ政府が込めた当初の意図について詳しくは, Hogan, op. cit., p. 33, pp. 42-43. Fossedal, op. cit., pp. 216-219, 227-229. Dean Acheson, *Present at the Creation*, (New York, 1969), pp. 230-233.
- (4) Milward, op. cit., pp. 7-10, 11-18. Scott Newton, "Britain, the Sterling Area and European Integration, 1945-50", *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. xiii, no. 3, pp. 166-167. Peter Hennessy, *Never Again, Britain 1945-1951*, (London, 1992), pp. 276-284.
- (5) Newton, op. cit., p. 167. Cairncross, op. cit., p. 10, pp. 65-71. Milward op. cit., pp. 19-20, p. 27. 西ヨーロッパの対米貿易赤字の大半はイギリス, フランス, イタリアによるものであり, 対米貿易赤字増大の大半はイギリス, イタリア, オランダによるものであった。この赤字増大は当時, アメリカではヨーロッパでのインフレ抑制策の欠如とヨーロッパの通貨高の行き過ぎが, 原因とみなされていた。
- (6) Newton, op. cit., p. 167. Cairncross, op. cit., pp. 65-66, 69-70. Milward, op. cit., p. 30, pp. 35-39, p. 40. イギリスでの植民地のドル獲得能力への戦後の期待の継続については A. Hinds, "Imperial Policy and Colonial Sterling Balances, 1943-56", *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. xix, no. 1, pp. 24-33.
- (7) Plowden, op. cit., pp. 4-5. Newton, op. cit., pp. 166-167. Milward, op. cit., p. 21, p. 28. 1947年でイギリスの対米輸出は全対外輸出の5%のみであり, 他の西ヨーロッパ諸国も同レベルであった。Carincross, op. cit., p. 74.
- (8) Hennessy, op. cit., pp. 302-305. Cairncross, op. cit., p. 80. pp. 131-143., Milward, op. cit., pp. 45-46, pp. 3-4. Newton, op. cit., pp. 167-168.
- (9) Newton, op. cit., p. 164. 戦後の労働党政権の内政上の改革へのコミットメント

とその意味した財政上の負担については Correlli Barnett, *The Lost Victory, British Dreams, British Realities 1945-1950*, (London, 1995), chpts., 7, 8, 9, 10 および Hennessy, op. cit., chpts., 4, 5, 8.

- (10) Milward, op. cit., p. 5, 55. Newton, op. cit., p. 168.
- (11) Plowden, op. cit., p. 27. Milward, op. cit., pp. 56-61. Hogan, op. cit., pp. 40-45. Newton, op. cit., pp. 168-169.
- (12) *FRUS*, 47, vol. III, pp. 277-282. Hogan, op. cit., pp. 38-39, 48-49, p. 53. Fossedal, op. cit., pp. 245-246.
- (13) Plowden, op. cit., pp. 27-28. Hogan, op. cit., pp. 60-61. see also, Danchev, op. cit., pp. 64-83. CEECにおけるイギリスの対応を官僚レベルで調整したのは“*The London Committee*”と呼ばれる省間委員会であり, 委員長は大蔵省海外財政部局担当次官のクラーク (R. W. B. 'Otto' Clarke) がつとめた。この委員会を大蔵省に牛耳られたことが, 交渉の表舞台に外務官僚をたてながら, 外務省がマーシャル・プランへの対応でその主張を貫徹できなかった一つの理由でもあろう。Plowden, op. cit., p. 30.
- (14) *ibid.* Danchev, op. cit., pp. 71-72.
- (15) Milward, op. cit., pp. 233-235. Young, *France*, pp. 162-163. see also Hogan, op. cit., pp. 65-66.
- (16) Danchev, op. cit., pp. 71-74. Newton, op. cit., p. 168.
- (17) FO371/62555/UE12502, memo. by R. B. Stevens, 'Politico-Strategic Implications of a European Customs Union,' 22 Nov. 1947.
- (18) FO371/62552/UE7147, FO minute by Hall-Patch for Bevin, 5 Aug. 1947.
- (19) FO371/62552/UE7147, FO minute by Hall-Patch for Bevin, 7 Aug. 1947.
- (20) FO371/62552/UE7116, Paris to FO, 6 Aug. 1947. Danchev, op. cit., pp. 73-74. see also, Hogan, op. cit., pp. 66-67.
- (21) これはもちろん, 第1章でふれた1947年1月の閣議決定により作成が開始され, 8月末に提出される民間学者による検討委員会の最終報告書の否定的内容を念頭においての判断である: FO371/62398/UE592/G, letter by Lintott (BT), 23 May 1947., FO371/62555/UE12502, memo. by Stevens, 22 Dec. 1947.
- (22) FO371/62552/UE6852, Paris to FO, 2 Aug. 1947.
- (23) Cairncross, op. cit., pp. 144-164. Plowden, op. cit., pp. 30-31, 32-33.
- (24) BT11/3493 Lintott to Clarke (T), 15 Aug. 1947. BT11/3493 Lintott to

論 說

- Helmore, 15 Aug. 1947.
- (25) FO371/62552/UE7116, copy of Caine (CO) to Clarke, 14 Aug. 1947. 'European Customs Union : Colonial Aspects'.
- (26) T232/268, minute by Burnes (BT), 23 July 1948. Danchev, *op. cit.*, pp. 72-74.
- (27) BT11/3493 Makins (FO) to Clarke, 15 Aug. 1947, record of conversation with the US Ambassador (Douglas) on 15 Aug. 1947. FO371/62555/UE12502, memo. by R. B. Stevens, 'Politico-Strategic Implications of a European Customs Union,' 22 Nov. 1947. BT11/3493 C. W. Sanders (BT) to J. Helmore, 13 Sep. 1947, from London to CEEC (Geneva), enclosing a note by Sanders on Customs Union. T232/268, minute by Burnes (BT), 23 July 1948. BT11/3600 note by BT, 8 Jan. 1949. Hogan, *op. cit.*, p. 68, 109.
- (28) BT11/3600 copy of Bevin to Attlee, 5, Sep. 1947. Hogan, *op. cit.*, p. 109. Milward, *op. cit.*, pp. 242-243. BT11/3600 copy of Bevin to Attlee, 16, Sep. 1947.
- (29) BT11/3600 minute by Holmes (BT), 22 Sep. 1947. BT11/3600 note by Sanders (BT), 23 Sep., 1947.
- (30) FO371/62586/UE8966 Report of the CEEC, 18 Sept. 1947. Hogan, *op. cit.*, pp. 79-80. Plowden, *op. cit.*, p. 33.
- (31) CAB128/10, CM77 (47) 2, 25 Sep. 1947, 'Proposals for Customs Unions'.
- (32) FO371/67673/Z8029, FO minute, 8 Sept. 1947. FO371/67673/Z8461, FO minute, conversation between Bevin and Ramadier (The French President of the Council) at Paris, 22 Sept. 1947. FO371/67673/Z8579, FO minute by Hogg, record of FO meeting, 26 Sept. 1947, 'Anglo-French co-operation'. FO371/67673/Z9054, FO minute by Troutbeck, 20 Oct. 1947.
- (33) FO371/67673/Z9053, FO minute, record of FO meeting, 8 Oct. 1947, 'Discussion of Anglo-French Economic Relations and the Possibility of a Western European Economic Group'.
- (34) BT11/3600 CU (47) 6, 11 Oct. 1947, note by the Colonial Office ; 'The Colonies and a Customs Union'. CAB134/215, EPC (47) 6, 3 Nov. 1947, United Kingdom Study Group on Customs Union, Draft Interim Report. FO371/62723/UE10729, a note by CO for UKSGCU, 3 Nov. 1947.

アトリー労働党政権と西ヨーロッパの経済協力問題, 1945年~1949年(2)

- (35) FO371/62723/UE10731, a note by BT for UKSGCU, 4 Nov. 1947. FO371/62723/UE10734, redraft of the Interim Report of UKSGCU, 4 Nov. 1947. CAB134/215, ECP (47) 11, 6 Nov. 1947, 'Customs Union': interim report of the interdepartmental study group.
- (36) CAB134/215, minutes of EPC (47) 6th mtg., 7 Nov. 1947.
- (37) FO371/62555/UE11531, minute by Hall-Patch, 8 Nov. 1947, 'Implications to the UK of participation in a Customs Union'.
- (38) T232/268, minute by Burnes (BT), 23 July 1948. BT11/3600 note by BT, 8 Jan. 1949.
- (39) T236/804 note by Kahn, 12 Dec. 1947. T236/804 minute by A. Grant (T) to Dutton, 16 Dec. 1947. T236/804 Grant to Clarke (T), 16 Jan. 1948. T236/804 Clarke to Grant, 20 Jan. 1948.
- (40) FO371/73045/Z809, minute by Makins, 21 Jan. 1948.
- (41) FO371/67674/Z11010, Bidault-Bevin talk, 17 Dec. 1947. FO371/64250/C16541, Bevin-Marshall talk, 17, 18 Dec. 1947. FO371/67674/Z11009, Bevin-Marshall talk, 17 Dec. 1947. *The Foreign Relations of the United States, 1948, vol. III*, (hereafter cited as *FRUS, 48, III*), p. 1. Young, *France*, p. 173.
- (42) FO371/62555/UE12502, memo. by R. B. Stevens, 'Politico-Strategic Implications of a European Customs Union,' 22 Dec. 1947.
- (43) FO371/62555/UE12502, Minute by P. M. Crosthwaite on the above memo., 31 Dec. 1947.
- (44) FO371/62555/UE12502, minute by R. M. A. Hankey, 3 Jan. 1948. FO371/62555/UE12502, minute by W. G. Hayter, 5 Jan. 1948. FO371/62555/UE12502, minute by F. B. A. Rundall, 6 Jan. 1948.
- (45) FO371/62555/UE12502, minute by Jebb, 8 Jan. 1948.
- (46) FO371/62555/UE12502, minute by F. R. Hoyer-Millar, 10 Jan. 1948.
- (47) FO371/62555/UE12502, minute by Hall-Patch, 14 Jan. 1948.
- (48) CAB129/23, CP (48) 6, memo. by the Foreign Secretary, 'The First Aim of British Foreign Policy', 4 Jan. 1948.
- (49) CAB129/23, CP (48) 7, memo. by the Foreign Secretary, 'Review of Soviet Policy', Jan. 1948.
- (50) CAB128/12, CM (48) 2, 8 Jan. 1948.

- (51) FO371/73045/Z273, FO to Washington, 13 Jan. 1948. FO371/73045/Z561, FO (Bevin) to Washington, 26 Jan. 1948. *FRUS*, 48, III, pp. 4-6. M. Carlyle (ed.), *Documents on International Affairs, 1947-48*, (Royal Institute of International Affairs, 1952), pp. 201-221.
- (52) FO371/73045/Z353, FO minute by Bevin, 12 Jan. 1948, 'Policy in Western Europe'. CAB129/24, CP (48) 46, 10 Feb. 1948, memo. by Bevin, 'Western Union'. FO371/73050/Z1865/G, minute by Jebb, 3 Mar. 1948. ブラッセル条約締結の過程については, Bullock, op. cit., pp. 536-537. Young, *Britain, France*, pp. 81-84. 外務省の意図については, Kent & Young, op. cit., pp. 52-53. John Kent & John Young, "The 'Western Union' Concept and British Defence Policy, 1947-8", in R. Aldrich (ed.), *British Intelligence, Strategy and the Cold War, 1945-51*, (London, 1992) pp. 170-189. ブラッセル条約から北大西洋条約にいたる過程については, John Baylis, *The Diplomacy of Pragmatism, Britain and the Formation of NATO, 1942-49*, (London, 1993), chpts., 5, 6, 7. 当時のイギリスの軍事的リソースの限界については, Anthony Gorst, "'We must cut our coat according to our cloth': the making of British defence policy, 1945-8", in Aldrich, op. cit., pp. 145-162. Barnett, op. cit., pp. 46-80.
- (53) FO371/73045/Z809, FO minute by Makins, 21 Jan. 1948.
- (54) FO371/73045/Z273, FO to Paris, 13 Jan. 1948. FO371/73045/Z323, FO minute by Kirkpatrick, 9 Jan. 1948. John Kent, *British Imperial Strategy and the Origins of the Cold War 1944-49*, (Leicester, 1993), pp. 178-179. Kent & Young, "British Policy Overseas", p. 52. より詳しくは John Kent, "Anglo-French Colonial Co-operation 1939-49", *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. xvii, no. 1. および John Kent, "Bevin's Imperialism and the idea of Euro-Africa", in John Young and Dockrill, M., (eds.), *British Foreign Policy 1945-1956*, (London, 1989)を見よ。
- (55) FO371/73048/Z1404/G, minute by Roberts, 9 Feb. 1948, record of conversation with Bevin: 'Organisations of the Western Union'.
- (56) CAB129/24, CP (48) 57, 18 Feb. 1948, memo. by Bevin, 'Machinery for furthering the project for a Western Union'. CAB128/12, CM (48) 16, 23 Feb. 1948.
- (57) Hogan, op. cit., pp. 115-117. Plowden, op. cit., pp. 35-41.

アトリ-労働党政権と西ヨーロッパの経済協力問題, 1945年~1949年(2)

- (58) BT11/3600 note by BT, 8 Jan. 1949. T232/268, minute by Burnes (BT), 23 July 1948.
- (59) T236/780 CU (48) 14, 14 Feb. 1948, UKSGCU ; 'The Economic Consequences of a European Customs Union'.
- (60) T236/780 GEN. 209/19th meeting ; European Economic Co-operation (London Committee), 20 Feb. 1948. T236/780 Clarke to Eady, 23 Feb. 1948.
- (61) T236/780 Minute by Cripps (Chancellor) on the letter above by Clarke, 24, Feb. 1948.
- (62) FO371/71766/UR73/G, draft of a note by Bevin titled 'Economic Aspects of Western Union' as a draft for CP, written by Stevens on 11 Feb. and amended by Makins, 24 Feb. 1948.
- (63) FO371/71766/UR73/G, minute by P. H. Gore-Booth covering the draft note by Stevens, record of FO mtg. on 25 Feb., 27 Feb. 1948. FO371/71766/UR98/G, minute by Gore-Booth, 27 Feb. 1948, commenting on the draft note by Stevens.